

横浜市官民データ活用推進計画

令和元年度取組状況

令和2年11月

横浜市

目次

- 1 横浜市官民データ活用推進計画について 1
- 2 令和元年度の取組状況 3
- 3 有識者の意見 21

1 横浜市官民データ活用推進計画について

(1) 計画の目的と位置づけ

横浜市官民データ活用推進計画（以下、「推進計画」という。）は、本市における官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、平成30年5月に策定したものです。

推進計画に基づき着実に取組を進めることで、横浜市官民データ活用推進基本条例（平成29年条例第15号。以下、「条例」という。）に掲げる理念である、効果的かつ効率的な市政運営、市内経済の活性化、市民が安全で安心して暮らせる快適な生活環境の実現につながります。また、中期4か年計画に掲げる戦略が目指す姿の実現に向け、データを活用し、施策を推進します。

(2) 計画に掲げた9つの施策

「基盤・環境の整備」「データの整備」「データの活用」の観点から、次の9つの施策を推進しています。また、データ活用の場面として、「庁内」と「市民・大学・企業等」による活用を想定しながら取組を進めています。

3つの観点

◇基盤・環境の整備

データを重視した政策形成の推進や、各種システムの規格整備、互換性確保等の基盤・環境整備の側面からも取組を着実に進め、市民サービスの向上につなげるとともに、情報流通社会に対応した市政運営を進めます。

関連する施策：施策1、施策2、施策4、施策6

◇データの整備

統計などの基礎的データの充実や、民間ニーズを捉えたオープンデータの公開を進め、あらゆる主体が活用しやすいデータを整備します。

関連する施策：施策1、施策3

◇データの活用

効果的かつ効率的な市政運営に向け、データを重視した政策形成を推進するとともに、本市の強みである企業等との協働・共創の取組により、IoT、AIなど先端技術やデータの積極的な活用を進めます。

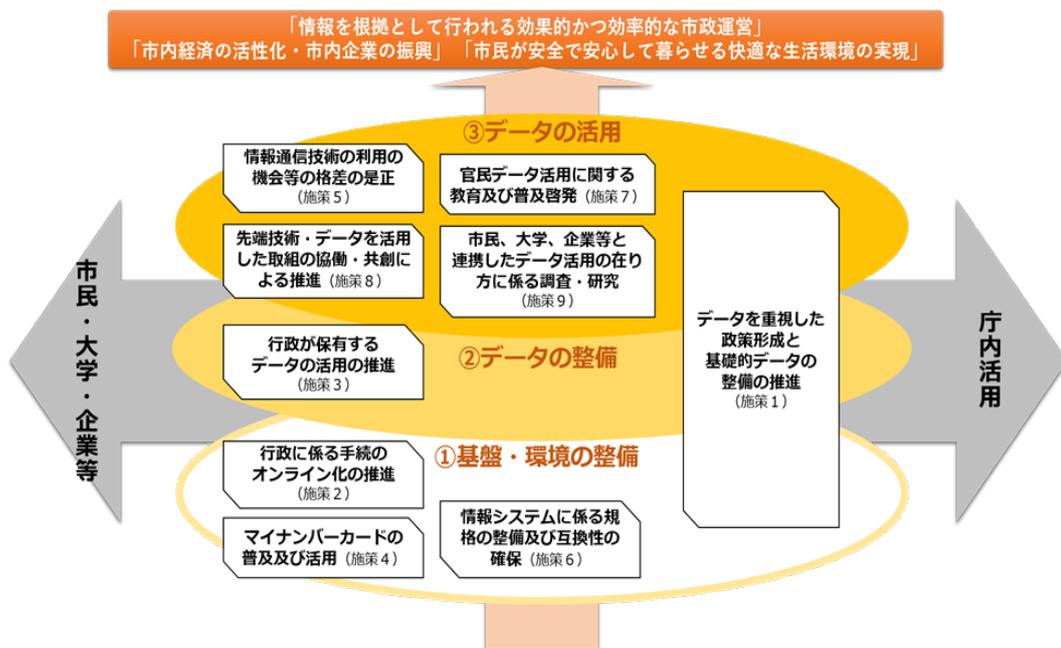
また、情報格差に対する対策を進めるとともに、市民、企業、市職員など誰もがデータを活用できるよう、教育・普及啓発に取り組めます。

関連する施策：施策1、施策5、施策7、施策8、施策9

9つの施策

- 施策1 データを重視した政策形成と基礎的データの整備の推進 【政策局など全区局】
- 施策2 行政に係る手続のオンライン化の推進 【総務局・市民局など全区局】
- 施策3 行政が保有するデータの活用の推進 【政策局など全区局】
- 施策4 マイナンバーカードの普及及び活用 【総務局・市民局 等】
- 施策5 情報通信技術の利用の機会等の格差の是正 【全区局】
- 施策6 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保 【総務局などシステム所管区局】
- 施策7 官民データ活用に関する教育及び普及啓発
【政策局・総務局・市民局・経済局・教育委員会事務局 等】
- 施策8 先端技術・データを活用した取組の協働・共創による推進
【政策局・市民局・経済局など全区局】
- 施策9 市民、大学、企業等と連携したデータ活用の在り方に係る調査・研究
【政策局など全区局】

【官民データ活用の推進に関する施策の関連】



(3) 計画期間

推進計画の計画期間は、平成30年度から令和3年度までの4か年となります。

平成29年5月に閣議決定された国の世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成29年5月30日閣議決定。以下、「国計画」という。)において、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される3年後の平成32年を一つの区切りとした上で、それまでにどこまで達成するかといった目標等を定めることが必要」とされており、以降の取組については、国から新たな方向性が示されることが見込まれます。

このため、推進計画は、本市の中期計画との連動を図りながら、このような国の動きも踏まえて、取組を推進しています。

(4) 計画の推進体制

社会的課題の解決や新しい価値の創造に向け、これまで以上にデータ活用や協働・共創の取組を効果的に行うため、庁内横断的に検討・推進する組織としてオープンイノベーション推進本部を平成29年4月に設置しました。

オープンイノベーション推進本部において、毎年度、各施策に設けた評価指標について進捗管理を行います。また、計画推進の一環として、各施策に関連する区局等の事業(取組)についても確認します。

2 令和元年度の取組状況

令和元年度は、本計画に掲げる9つの施策に基づく取組の評価指標に関する取組において、前年度には国の方針等が示されていない等により未着手であったものについても具体的な検討を開始しました。これにより、全ての指標に関する取組が進められました。中でも、産学官金の連携によるプロジェクト等の創出や市職員向けのデータ活用研修などの取組において、昨年度に比べ指標値が大きく伸びました。

<27 の評価指標の進捗状況>

元年度までに達成(完了)したもの [1指標]	市ウェブサイトのJIS規格の適合レベルAAへの準拠(施策5)
取組が進んでいるもの [24指標]	政策効果を実証するために実施した試験的施策数(施策1) マイナポータル等を活用した電子申請ができる手続の数(施策2)(施策4) オープンデータカタログにおける公開データセット数(施策3) 庁内プライベートクラウドへの集約システム数(施策6) 普及啓発イベントの開催数・参加者数(施策7) 先端技術・データを活用したプロジェクト件数(施策8) 横浜市立大学と連携した取組件数(施策9) 等
元年度が初年度あるいは準備段階のもの [2指標]	優先してオンライン化に取組むべき手続と方策(施策2) 分野横断的連携プラットフォームの整備の検討(施策6)

令和元年度中においては、取組への新型コロナウイルス感染症による大きな影響はみられませんでした。しかし、令和元年度末の感染拡大により、リビングラボなど民間主体との協働・共創の取組などに一定程度の影響がみられ、令和2年度以降も、セミナーなど普及啓発イベントの開催などへの影響が想定されます。

今後の計画の推進においては、掲げた施策を着実に推進する一方、感染症の影響を踏まえ、社会全体のデジタル化に向けた取組など国の動きを注視しながら、特に、先端技術・データを活用した取組など、推進を加速することが求められる施策については、さらに積極的に取り組むなど、柔軟に取組を進めていきます。

なお、これらの取組状況について、横浜市データ活用推進連絡会を開催し、様々な分野の有識者の皆さまから意見をいただきました。(21ページ参照)

(1) データを重視した政策形成と基礎的データの整備の推進

基本的方向

庁内でデータを重視する意識を高め、組織全体でよりデータを重視した政策形成が行われるよう必要な取組を検討し、推進します。

併せて、取組の前提となるデータの整備についても着目し、必要なデータを庁内で有効活用できるよう、データの整理・整備を推進します。

評価指標	平成 30 年度	元年度	2 年度	3 年度
政策形成等において、データ活用を意識している市職員の割合	59.9%	57.0%		
政策効果を実証するために実施した試験的施策数	試験的施策 実施準備	4		

令和元年度の主な実績

▶市職員のデータ活用に対する意識やどのようなデータ活用を行っているかなどに関する状況を把握するため、データ活用に関する意識調査を実施しました（回答率 30.5%）。「業務に従事するにあたりデータを活用することを意識している職員」は「意識している」「おおむね意識している」を合わせて 57.0%でした。【政策局】

▶E B P M*の趣旨を踏まえた政策効果を実証するために実施する試験的施策（パイロット事業）である 4 事業を支援するとともに、新たな試験的施策となる可能性のある事業について、効果検証手法の検討等への支援を行いました。また、データを重視した政策形成の推進に向け、政策立案の各プロセスで取り組むべき事項などを整理しました。【政策局】

*EBPM(Evidence-Based Policy Making)

「証拠（根拠）に基づく政策立案」と翻訳され、内閣官房行政改革推進本部では、次のように定義している。
「(1)政策目的を明確化させ、(2)その目的のために本当に効果が上がる行政手段は何かなど、『政策の基本的な枠組』を証拠に基づいて明確にするための取組」（第 5 回統計改革推進会議幹事会資料）

▶データ活用に関する職員の意識醸成の向上のため、データ活用人材育成研修を実施するとともに、E B P Mの前提となる考え方に関する研修として、入門編を 3 回、効果検証編を 1 回実施しました。また、データ活用に関する相談窓口を設けることにより、E B P Mに関する具体的な効果検証を検討している事業などへ助言等の支援を行いました。【政策局等】

▶小・中学生を中心とした児童・生徒を対象に、より効果的に省エネ行動を促すメッセージを明らかにするための調査（ランダム化比較試験）を行いました。（パイロット事業）【温暖化対策統括本部】

▶令和元年 10 月関内に開所したベンチャー企業成長支援拠点「Y O X O B O X」において、新たなビジネス創出に取り組む起業家やベンチャー企業の成長を支援する事業の効果を検証するための情報を収集・蓄積しました。（パイロット事業）【経済局】

▶自転車保険加入促進に向け、自転車保険加入率などの現状を把握する実態調査の結果分析により、保険加入率向上により効果のある周知手法の検証のための検討を行いました。（パイロット事業）【道路局】

▶平成 30 年度から区局連携プロジェクトとして検討を進めていた、地域福祉保健計画の策定・推進などにおいて地域に関する様々な統計データ等を活用する際に参考となる「地域支援に向けた地域データ活用ガイドブック」を策定しました。【健康福祉局、市民局、政策局】

関連する事業：42 事業

◇関連する国の動き

新規事業等を対象に予算検討プロセスと幅広く一体的に実践するなど、各府省の規模や業務の特性、習熟度合いなどの実情に応じて積極的な取組を展開し、ロジックモデルの作成・活用により、EBPMの観点から具体的な政策の立案・見直しを行う実例の創出に取り組んでいます。

令和元年度の実績を踏まえた今後の取組の考え方

■実績に基づく評価

「業務に従事するにあたりデータを活用することを意識している職員」に関する調査の回答率は前年度より 4.1 ポイント上昇しましたが、「業務に従事するにあたりデータを活用することを意識している職員」の割合は、前年度を 2.9 ポイント下回りました。

昨年度選定した試験的施策の実施が見込まれる事業（パイロット事業）について、個別の課題の整理と具体的な効果検証実施に向けた準備がなされました。次年度に新たな試験的施策となる可能性のある事業についても、事業の効果検証を実施する際の方法などが整理されました。また、具体的なパイロット事業の実施等を通して、EBPMの趣旨を踏まえて政策立案を進める際に、業務の各プロセスにおいて取り組むべき事項などが整理されました。

データを重視した政策形成の基礎となる EBPM の考え方に関する職員向け研修の実施やデータ活用に関する相談窓口の設置により、庁内における EBPMに関する考え方の浸透や具体的な取組に繋がる支援の仕組みの基礎が整いました。

■今後の取組の考え方

データを活用することを意識している職員の割合の向上に向け、新たにマネジメント層を対象とした研修を実施するほか、庁内イントラネットを利用した情報発信を行うなど、より幅広い層の職員を対象に意識の向上に取り組めます。また、令和元年度のパイロット事業については、検討結果を踏まえた効果検証の実施や検証の精度を高める取組を進めるほか、新たにパイロット事業と位置付けた事業についても効果検証を実施することにより、EBPMの趣旨を踏まえた取組を推進します。

令和2年度に各区局統括本部に「データ活用推進担当」を設置し推進体制を強化したことにより、これまで以上に全庁的なデータを重視した政策形成に取り組めます。

(2) 行政に係る手続のオンライン化の推進

基本的方向

行政手続オンライン化条例（平成 16 年制定）に基づき、行政手続のオンライン化を進めてきました。平成 29 年に、全国的にマイナポータル運用が開始されたことも踏まえ、引き続き行政手続のオンライン化を推進します。

なお、推進にあたっては、国が示す、行政手続におけるオンラインの利用や、マイナンバー制度の方策等を勘案して、本市における方策や実施手法を整理し、進捗等に関する主要な評価指標を設定します。

評価指標	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
マイナポータル等を活用した電子申請ができる手続の数	1	3		
平成 30 年度末までに、本市が優先的に取り組むべき手続とその方策を取りまとめ、進捗等に関する主要な評価指標を設定する	新たな指針を踏まえた現状調査を実施。 本人確認ガイドラインに基づく手法によるオンライン化に向けた検討を実施	新たに示された優先的に取り組むべき手続について、対象課の調査を実施。		

令和元年度の主な実績

- ▶マイナポータルを活用した電子申請として、児童手当の現況届に加え、新たに認定請求、額改定認定請求の申請受付を、令和元年 12 月 1 日に開始しました。【こども青少年局】
- ▶令和元年 12 月に閣議決定した「デジタル・ガバメント実行計画」において「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」が更新されたことを受け、地方公共団体におけるオンライン利用を優先的に進めていくことが示された 55 の手続について、該当する事務を所管する課の確認を行いました。【総務局】 関連する事業：13 事業

◇関連する国の動き

令和元年 12 月に「デジタル・ガバメント実行計画」が改定、閣議決定され、地方公共団体は法令に基づく手続だけでなく、条例又は規則に基づく行政手続も含めてオンライン化を進めることが示されました。

令和 2 年 7 月 7 日に総務省から発出された「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」において、地方公共団体は、書面規制、押印、対面規制の見直しに積極的に取り組むことが示されました。

令和 2 年 7 月 14 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2020」において、「デジタル・ガバメント実行計画」を見直すとともに、行政手続の抜本的なオンライン化、ワンストップ、ワンスオンリー化や申請書類の縮減、電子申請の手続の簡素化、迅速化を行うことが示されました。

■実績に基づく評価

マイナポータルを利用した電子申請の受付手続きの拡充を図りました。

「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」とされた手続の業務を所管する局課を調査した結果、55手続中47手続について本市に関係することが確認できました。

■今後の取組の考え方

本市に関連する優先的にオンライン化を推進すべき47手続について、オンライン化の推進状況やオンライン化の促進を阻害する要因等について調査し、費用対効果等も考慮しながら、オンライン化に向けた方策を定めていきます。

(3) 行政が保有するデータの活用の推進

基本的方向

データを活用しやすい環境の整備等により、本市が公開するオープンデータについて質・量ともに充実を図るとともに、市民や企業、大学・研究機関等との連携を更に推進します。

また、個人及び法人の権利利益の保護を図りつつ、パーソナルデータを活用できる仕組みや知的財産の取扱いについて検討します。

評価指標	30年度	元年度	2年度	3年度
オープンデータカタログにおける公開データセット数	236	299		
オープンデータカタログにおけるアクセス件数	—	100,018		
より二次利用が容易にできるデータ形式(RDF*、LOD*など)で公開したデータ数 ^注	9	11		

*注

より二次利用が容易にできるデータ形式(RDF、LODなど)で公開したデータ数について、「平成30年度取組状況」においては、RDF等を作成する元となったファイル数を集計していましたが、よりわかりやすく「認可保育所」などデータの内容(データセット)単位での集計に変更しました。

令和元年度の主な実績

- ▶市が公開するオープンデータの検索や、オープンデータをグラフや地図情報を使って可視化したダッシュボードの機能を持つサイト「横浜市オープンデータポータル」を基盤としてオープンデータの公開を進めました。データセット数やより二次利用が容易にできるデータ形式により公開したデータ数が増加しました。【政策局】
- ▶横浜市オープンデータの推進に関する指針(平成26年3月策定)を、オープンデータ・バイ・デザインに関する記述を追加するなど、国の指針等の趣旨を踏まえて改定し、6月に公表しました。【政策局】

関連する事業：13事業

*RDF

Resource Description Framework の略で、リソースに関する情報を記述するための枠組み。RDFに基づいたデータは、ウェブ標準のフォーマットによりソースを特定する識別子を持っており、他のデータから参照することが可能である。

*LOD

Linked Open Data の略。他のデータと相互にリンクしているデータで、これまで存在を把握していなかったデータの検索や取得が容易となる。

◇関連する国の動き

データ活用を希望する事業者とデータを保有する府省庁等とが直接対話する場であるオープンデータ官民ラウンドテーブルの第4回が、「電子行政」関連データ（生活保護及び公的介護保険に係る統計等データ）をテーマとして開催されました。また、政府として公開を推奨するデータである「推奨データセット」に、「調達情報」と「標準的なバス情報フォーマット」の2つが追加されました。また、有識者や事業者、各府省庁関係者からの意見等を踏まえ、「オープンデータ基本指針」を改定しました。

個人情報扱う事業者（国や地方自治体などを除く）が対象となる「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が令和2年3月に国会に提出され、その中で、データ利活用に関する施策の在り方の1つとして「仮名加工情報*」が新たに創設されています。その後、令和2年6月には「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」が成立しました。

*仮名加工情報

他の情報を照合しない限り個人を識別することができないように個人情報を加工したもので、漏洩リスクを低減させつつ、データとしての有用性を加工前の個人情報と同程度に保つことにより、詳細な分析を比較的簡便な加工により実施することが可能となる。

令和元年度の実績を踏まえた今後の取組の考え方

■実績に基づく評価

市ウェブサイトと連携したオープンデータカタログ（横浜市オープンデータポータル）の安定的な運用と公開データセット数の拡充等によりオープンデータの質・量がより充実し、オープンデータを容易に活用できる環境と利用者の利便性の向上を図りました。

■今後の取組の考え方

公開データセット数の拡充やより二次利用に適したデータ形式での公開などにより、オープンデータの質・量ともに充実を図るとともに、パーソナルデータ等の活用における課題や適正な取扱いについて、国における検討などの動きを注視しながら情報収集等を進め、適切に対応します。

(4) マイナンバーカードの普及及び活用

基本的方向

マイナンバーカードに搭載された機能を地域及び市民のニーズに合ったサービスの提供に活用することで、マイナンバーカードを「持ちたい」という市民意識を醸成し、マイナンバー制度の趣旨である市民の利便性向上と行政事務の効率化の実現に寄与します。

評価指標	30年度	元年度	2年度	3年度
マイナポータル等を活用した電子申請ができる手続の数	1	3		

令和元年度の主な実績

- ▶マイナンバーカードの横浜市における交付状況（令和2年4月1日現在）は、交付枚数735,493枚、交付率19.6%に達しました（総務省公表値）。【市民局】
- ▶マイナポータルを活用した電子申請として、児童手当の現況届に加え、新たに認定請求、額改定認定請求の申請受付を、令和元年12月1日に開始しました。【こども青少年局】
*再掲

関連する事業：1事業

◇関連する国の動き

マイナポータルを利用したサービスとして、法人設立登記後に関する手続をオンラインでまとめて行うことができるサービス「法人設立ワンストップサービス」の提供を、令和2年1月に開始しました。

令和元年度の実績を踏まえた今後の取組の考え方

■実績に基づく評価

子育てワンストップサービスの取組として、マイナポータルを利用した電子申請の受付手続きの拡充を図りました。

■今後の取組の考え方

マイナポータルを利用した電子申請手続きの拡充について、引き続き検討していきます。

(5) 情報通信技術の利用の機会等の格差の是正

基本的方向

ICTの進展に伴い、情報の伝達や入手の方法は多様化していますが、情報機器を取り扱う知識、身体的な条件その他の要因により、情報機器による情報入手に困難を伴う場合があります。

官民データの活用を推進する一方で、様々な要因による情報通信技術の利用の機会等の格差が広がることのないよう、必要となる支援策を実施するとともに、市民・企業等が必要な情報を取得できるよう情報を発信します。

評価指標	30年度	元年度	2年度	3年度
横浜市ウェブサイトのJIS規格(JIS X 8341-3:2016)の適合レベル AA への準拠	新システムにて準拠	—		
情報格差是正に向けた取組数	9	11		
企業等からのIoT導入に関する相談対応件数	18件	29件		

令和元年度の主な実績

- ▶外国人市民等に向け、生活に密着した分野（戸籍、保険年金、子育て、税等）の情報発信を促進するため、本市ウェブサイトの多言語ページをリニューアルし、外国語（英語、中国語（簡体字）、ハングル）及び「やさしい日本語」ページの内容を拡充しました。【市民局】
- ▶障害のある方を対象にパソコン講習会の開催（32回、212名受講）や、パソコンやタブレット端末の操作方法などの相談を受けるパソコン相談室を実施しました。また、パソコン講習会及びパソコン相談室で活動するボランティアの養成講座を開催しました。【健康福祉局】
- ▶IoT等の活用による生産性向上に資する企業の取組を支援するために、マッチング交流会・先進事例視察会等主催イベント（5回）、技術相談（29件）、中小企業設備投資等助成金（IT・IoT導入型）（42件）等を実施しました。【経済局】
- ▶全ての小学校、中学校に、教育用タブレット端末や無線LANアクセスポイントの追加整備等を行いました。【教育委員会事務局】

関連する事業：11事業

■実績に基づく評価

外国人市民の増加及び母語の多様化を踏まえて、本市ウェブサイト多言語ページ及び「やさしい日本語」ページでの情報発信を拡充したことで、外国人市民等が区役所での手続きや本市の各種制度等についての情報を入手できる機会が拡大しました。

各小学校・中学校に平均して約 40 台ずつ整備している教育用コンピュータに加え、各校 40 台のタブレット端末と 9 台の無線 LAN アクセスポイントを整備したことで、児童・生徒が授業で活用できる機会が拡大しました。

IoT 導入の先進事例を学ぶ視察会を実施するなど、企業が IoT 等の先進技術のノウハウを学ぶ機会を創りました。

■今後の取組の考え方

本市ウェブサイト多言語ページ及び「やさしい日本語」ページについては、情報の更新・追加等を進めていくとともに、外国人市民等へウェブページの周知・広報を実施していきます。

国の GIGA スクール構想の実現に向けた補助金等を活用し、小・中・義務教育学校・特別支援学校（小・中学部）の児童・生徒向けの 1 人 1 台端末、校内 LAN の整備等を進めていきます。

また、中小企業が行う生産性向上に資する取組やサイバーセキュリティ対策等を支援します。

これらの取組により、様々な要因に起因する情報通信技術の利用の機会等の格差が広がることのないよう、市民や企業等が必要な情報や知識を得る機会の創出や情報の的確な発信に努めます。

(6) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保

基本的方向

情報システムの導入により、業務の質や効率、サービス内容が大きく向上した一方で、情報システムをより安全で効率的に運用することが必要不可欠になっています。仮想化技術等の新たな技術を活用し、情報システムにかかるコストの抑制や業務継続性の確保、情報セキュリティの向上などを進めるとともに、関連施策を踏まえたデータの相互運用性の確保を進めます。

評価指標	30年度	元年度	2年度	3年度
国が定める「データ(語彙、コード、文字等)の標準化、API等を通じた分野横断的に連携できるプラットフォームの整備にかかる指針」等を踏まえ、具体的な取組、目標及びその進捗等に関する主要な評価指標を設定する	検討	検討		
「庁内プライベートクラウド」への集約システム数 ^{*注}	71(累計)	92(累計)		
クラウドコンピューティング・サービス関連技術を利用している、又はデータセンターに収容されているシステムの割合	50.7%	54.1%		

*注

「庁内プライベートクラウド」への集約システム数について、「平成30年度取組状況」においては、個人番号利用事務系ネットワーク上のクラウドのみを対象に集計していましたが、より正確に把握するため、統合行政ネットワーク上のクラウドも対象として集計に加えるよう、変更しました。

令和元年度の主な実績

- ▶システムの機器更新等の機会をとらえ、仮想化技術を活用した「庁内プライベートクラウド基盤」へシステム集約を進めました。【総務局】
- ▶業務継続性(BCP)の確保、情報セキュリティの向上等を目的として、数か所に存在しているデータセンターを耐災害性の高いデータセンターに集約する計画を決定し、システムの更新や機器更新等の機会をとらえ、集約を進めました。【総務局】
- ▶行政内部事務の効率化に向け、一部の経理事務において、RPA(Robotic Process Automation)の試行運用を行いました。あわせて、RPAの導入や運用における留意事項などをまとめたガイドラインを策定しました。【総務局】
- ▶既存システム(人事給与、財務会計、税務等の各システム)の再構築に向けた基本構想を策定しました。【総務局・財政局】

関連する事業：14事業

◇関連する国の動き

「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月)において、地方公共団体における情報システム等の共同利用を促進するため、令和2年度に業務プロセス・情報システムの標準化に向けた市町村の状況調査を行うことが示されました。

令和元年度の実績を踏まえた今後の取組の考え方

■実績に基づく評価

「分野間データ連携基盤の整備に向けた方針」に基づき、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室が「行政基本情報データ連携モデル」に、日付時刻や住所、電話番号などの基本的なデータの記述形式を示していることから、本市においてもこれに従って基本的なデータの記述形式を参考文書として定めることについて検討を進めました。

平成 26 年度から開始した「庁内プライベートクラウド」に集約したシステムは、平成 30 年度から 21 システム増加して累計で 92 システムに達し、ハードウェアの統合によるサーバ機器の調達費用の削減や、バックアップ及び障害対策の一元化による各システム所管課の作業負担軽減など、効率的な運用を行っています。

■今後の取組の考え方

「行政基本情報データ連携モデル」に従い、基本的なデータの記述形式を参考文書として定めることについて、引き続き検討を進めます。また、システムの再構築や機器更新等の機会をとらえ、業務の在り方の見直し、効率化の検討を進めるとともに、データを活用した業務改善、庁内データの連携を推進していきます。

RPAの導入・運用に関するガイドライン

行政内部事務を効率的に進めるための仕組みとして、RPA(Robotic Process Automation)の試行運用を行い、本市における導入や運用に関する課題を確認しました。これを踏まえ、本格導入に向けた「横浜市 RPA の導入・運用ガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインでは、

- ・ R P A について、本市における活用事例
- ・ R P A の導入準備
- ・ 調達方法
- ・ 運用、維持管理について
- ・ 利用ルール策定

について記載しており、導入を検討している局課において事前に準備を進めることができる内容となっています。

(7) 官民データ活用に関する教育及び普及啓発

基本的方向

情報活用能力の養成と併せて、小学校におけるプログラミング教育等の充実を図ります。
また、横浜市立大学と連携し、データを重視した政策形成を推進するため、市職員の意識の醸成を進めるとともに、データを分析・活用できる人材を育成します。さらに、市民や企業、NPO等におけるデータの活用を支援し、データ活用に対する関心や理解が深まるよう努めます。

評価指標	30年度	元年度	2年度	3年度
セミナーなど普及啓発イベント開催数・参加者数	24回 延べ約2,360名	22回 延べ約1,290名		
市職員向けデータ活用研修の受講者数	643名	812名		

令和元年度の主な実績

- ▶教職員のサポート等を目的としたICT支援員が、全ての小学校及び義務教育学校前期課程へ定期的に訪問しサポートを行うとともに、中学校2校を情報教育実践推進校として指定し、ICT支援員によるサポートの試行実施を行いました。【教育委員会事務局】
- ▶横浜市立大学が開催するエクステンション講座（市民向け講座）との共催により、データサイエンスをテーマに4つの講座を開催しました。【政策局】
- ▶東京大学が主催するCOG（チャレンジ!! オープンガバナンス）2019の開催に協力し、COGに応募提案した市内の子どもや若者グループとともに、データとICTの活用によって地域課題を解決するためのワークショップを開催しました。【政策局】
- ▶データ活用に関する事業者向けセミナーとしてIoT導入支援セミナー（総務省関東総合通信局との主催）を開催しました。【経済局】
- ▶民間企業や青少年育成団体、学校・教育機関等と連携し、専門学校生や大学生等を対象に「介護サービスのイノベーション」をテーマとしたアイデアソンやハッカソンである「WIN 2019 ～介護デジタルハッカソン in 横浜」を、年間を通して実施しました。【政策局】
- ▶慶應義塾大学SFC研究所との協働で、横浜市内の中小企業を対象に、IoTの導入及びデータ活用に関するシンポジウム及び講座を4回開催しました。【経済局】
- ▶市職員を対象に全庁的なデータ活用人材育成研修を開催したほか、区局がそれぞれの状況に応じて独自の研修やプロジェクトなどを実施することにより、データ活用に関する人材の育成に取り組みました。【政策局、各区局】

関連する事業：12事業

◇関連する国の動き

新学習指導要領において、情報活用能力が「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられるとともに小学校でのプログラミング教育が必修化されました。また、国の GIGA スクール構想の実現に向け、児童・生徒 1 人 1 台端末の整備、校内 LAN の整備等の補助が行われています。

令和元年度の実績を踏まえた今後の取組の考え方

■実績に基づく評価

小学校及び義務教育学校前期課程全校に対し、ICT 支援員が定期的に訪問しサポートを行うとともに、情報教育実践推進校（小学校 2 校・中学校 2 校）では、プログラミング教育を活用した授業の実践事例やモデルカリキュラムを作成しました。また、「教員の ICT 活用指導力の基準」の 1 つである「授業中に ICT を活用して指導する能力」について、ICT 支援員を活用した全教員のうち 73.3%が「わりにできる」「ややできる」とアンケート調査に回答する等、成果が見られました。

COG2019 への開催協力により、子ども・若者の ICT 教育の広がりについて共有・発信され、「WIN 2019 ～介護デジタルハッカソン in 横浜」では、介護・医療の専門家や事業者、エンジニア等がアドバイスや実証実験の場を提供するなど、市民や企業、NPO 等におけるデータ活用への支援により、データ活用に対する関心や理解が深まりました。

また、大学の持つ知見を活用し、ハンズオン講座やケースディスカッションを実施することで、市内中小企業に対するデータ活用人材育成と産学の交流連携を促進しました。

横浜市立大学等と連携して、業務内容に即した実践的な市職員向け研修を実施し、業務にデータ分析・活用を生かすことができる知識やスキルを習得する機会となりました。

■今後の取組の考え方

小学校及び中学校全校に ICT 支援員が定期的に訪問できる体制の構築を目指すとともに、企業や学生との連携も引き続き実施します。

今後も、横浜市立大学との連携による取組を充実するとともに、引き続き、フォーラムやハッカソン、事業者向けセミナーなど様々な場を通じて、市民や企業、NPO 等におけるデータの活用を支援し、データ活用に対する関心や理解が深まるよう努めます。

(8) 先端技術・データを活用した取組の協働・共創による推進

基本的方向

国や他の自治体等の先進的な取組も参考にしながら、先端技術やデータをより積極的に活用し、多様な民間主体との協働・共創の取組を更に積極的に進めます。

また、市内経済活性化の観点から、IoTやAI、情報セキュリティなど関連産業の集積や産業振興に向けた取組を進めます。

評価指標	30年度	元年度	2年度	3年度
先端技術・データを活用したプロジェクト件数	2件	4件		
「共創フロント」に寄せられた提案件数のうち、先端技術・データ活用関連の案件数	25件	14件		
「共創ラボ」取組テーマ数	3件	2件		
リビングラボ実施数	15件	15件		
「I□TOP横浜」、「LIP.横浜」マッチング件数	I□TOP横浜：310件 LIP.横浜：302件	I□TOP横浜：422件 LIP.横浜：455件		
「I□TOP横浜」、「LIP.横浜」プロジェクト等創出件数	82件	101件		
ネットワーク参加団体・参加企業数（フューチャーセンター、リビングラボ、ベンチャー企業等）	24	32		

令和元年度の主な実績

- ▶市内企業を含む介護事業者等4者と本市による「介護分野におけるオープンイノベーションによる課題解決に関する研究協定」に基づいて、介護分野へのAI導入やデータ連携基盤の実証実験、企業が中心となった新たな地域包括ケアシステムの検討など様々なプロジェクトを実施しました。【政策局】
- ▶消防隊員の活動中の事故の防止や消防活動の質の向上を目的に、燃焼実験による測定データを活用したVR消防教育訓練シミュレーションシステムの構築を目指し、産官学による共同研究開発を開始しました。【消防局】
- ▶「共創フロント」に寄せられた82件の提案のうち、福祉、経済、窓口サービス等の分野において先端技術やデータを活用する内容の提案が14件寄せられ、実現に向けて調整を進めました。【政策局】
- ▶年間を通じて「SDGs×デジタルテクノロジー」をテーマに、東京大学とみなとみらい21地区の企業と協働で対話の手法を開発するとともに、その手法を活用して「横浜の農と教育」をテーマに学校教育関係者やNPO、行政職員など公民の多様な主体の共創により新たな事業を創発するための「共創ラボ」を2テーマ、計10回実施しました。【政策局】

- ▶地域の多様な主体による対話と創造の場として、民間主導で「空き家活用」や「地域包括ケア」等をテーマに展開されている 15 件のリビングラボについて協働・支援しました。また、リビングラボを民間の側から支援するための中間支援組織として「一般社団法人 YOKOHAMA リビングラボサポートオフィス」の創設を支援しました。【政策局】
- ▶「I□TOP 横浜」による路線バスの自動運転等の実証実験や、「LIP.横浜」による健康・医療分野の研究開発支援など、産学官金の連携によるプロジェクト等の創出を支援しました。【経済局】
- ▶ベンチャー企業成長支援拠点となる「YOXO BOX（よくぞ ボックス）」を、令和元年 10 月、関内に設置しました。【経済局】
- ▶AI、IoT、自動運転、小型無人機等を活用した実証実験を希望する企業等の提案内容に関する各種関係機関との調整等の支援を行う窓口として、国家戦略特区で認定を受けた「I□TOP横浜実証ワンストップセンター」を令和 2 年 3 月に開設しました。【経済局】

関連する事業：12 事業

令和元年度の実績を踏まえた今後の取組の考え方

■実績に基づく評価

大学や民間事業者との連携協定の締結により、データを活用した取組の協働・共創の具体的な事例が創出されました。

「共創ラボ」では、横浜市の政策課題を公民の対話によって解決するための手法や仕組みの創発に努めました。また、市内各地で CSV 活動を行う民間事業者を中心にリビングラボの手法を広げるとともに、民間の側からリビングラボを支援するための中間支援組織の創設を支援しました。リビングラボでの対話を通じて、資源循環や地産地消、生活困窮者の生活・就労支援などSDGsに寄与する持続可能なビジネスモデルを創発し市内各地で展開しました。

「I□TOP 横浜」「LIP.横浜」の 2 つのプラットフォームでは、立ち上げ以来、合わせて 700 を超える企業・団体に参画いただいています。令和元年度は 100 を超えるプロジェクトを創出し、民間企業等と連携した『イノベーションの場づくり』を進めるなど、市内中小企業のチャレンジ支援やオープンイノベーションによる産業創出を促進しました。また、ベンチャー企業成長支援拠点となる「YOXO BOX（よくぞ ボックス）」を、令和元年 10 月、関内に設置しました。

■今後の取組の考え方

今後も、引き続き「共創ラボ」やリビングラボを通じた公民による対話の手法や仕組みを検討し、創発していくとともに、本市の政策課題を解決するための民間主導の事業モデルを構築していきます。

「I□TOP 横浜」と「LIP.横浜」の 2 つのプラットフォームを相互に連携させ、新たなビジネスの創出に向けて、市内企業のオープンイノベーションの取組を一層推進します。また、「YOXO BOX（よくぞ ボックス）」における起業家・ベンチャー企業の支援や、企業・大学・行政による協議会の形成などにより、「イノベーション都市・横浜」としての環境構築を進めます。

また、新ビジネス創出への契機とするため、「I□TOP横浜実証ワンストップセンター」を通じ、実証実験に向けた関係機関との調整等が円滑に行われるよう支援していきます。

(9) 市民、大学、企業等と連携したデータ活用の在り方に係る調査・研究

基本的方向

データの活用を通じて、社会的課題の解決、市民生活の利便性や質の向上を図っていくためには、これまで以上に公民連携を促進するとともに、具体的なテーマや課題に応じたデータ活用の方法や、どのような技術や手法を社会システムに導入することが有効であるかなど、調査研究を進めることが重要です。今後も、このような公民連携による調査研究の取組を、更に積極的に推進します。

評価指標	30年度	元年度	2年度	3年度
市民、企業、大学・研究機関等とのデータ活用に係る調査研究件数	5件	7件		
市民、企業、大学・研究機関等とのデータ活用に係るイベント開催件数	20件	12件		
連携している企業、大学・研究機関等団体数	15団体	17団体		
横浜市立大学と連携した取組件数	4件	6件		

令和元年度の主な実績

- ▶よこはまウォーキングポイント事業で得た歩数データと市の国民健康保険データのうち医療費及び特定健診の結果を用いて、よこはまウォーキングポイント事業への参加が生活習慣病予防と医療費に与える影響、特定健診の受診がその後の治療状況や健康状態に与える効果（影響）を分析し、事業の検証を行いました。【健康福祉局】
- ▶市内企業を含む介護事業者等4者と本市による「介護分野におけるオープンイノベーションによる課題解決に関する研究協定」に基づいて、介護分野へのAI導入やデータ連携基盤の実証実験、企業が中心となった新たな地域包括ケアシステムの検討など様々なプロジェクトを実施しました。【政策局】※再掲
- ▶東京大学が主催するCOG（チャレンジ!! オープンガバナンス）2019の開催に協力し、COGに応募提案した市内の子どもや若者グループとともに、データとICTの活用によって地域課題を解決するためのワークショップを開催しました。【政策局】※再掲
- ▶民間企業や青少年育成団体、学校・教育機関等と連携し、専門学校生や大学生等を対象に「介護サービスのイノベーション」をテーマとしたアイデアソンやハッカソンである「WIN 2019 ～介護デジタルハッカソン in 横浜」を、年間を通して実施しました。【政策局】※再掲
- ▶「イノベーション都市・横浜」の今後の在り方を市民、企業、大学・研究機関等と対話する機会として「官民データ活用時代における共創の推進フォーラム」を、令和元年11月にみなとみらい地区で開催しました。【政策局・経済局】
- ▶横浜市立大学が開催するエクステンション講座（市民向け講座）との共催により、データサイエンスをテーマに4つの講座を開催しました。【政策局】※再掲

関連する事業：8事業

■実績に基づく評価

「超スマート社会」、「教育」、「介護」、「地域指標」など様々なテーマで、多様な公民の主体と連携して、データ活用の方法や、どのような技術や手法を社会システムに導入することが有効かなどの観点から研究を進めました。

データ活用についての研究の成果については、「官民データ活用時代における共創の推進フォーラム」など、市民、企業人、研究者等に開かれたイベントの場を設けることで、広く発信・共有しました。

■今後の取組の考え方

今後も、引き続き、具体的なテーマでデータやデジタルテクノロジーの活用や社会システムの導入の在り方について、公民連携で研究を進めるとともに、その成果について広く発信していくための場を設けていきます。

3 有識者の意見

令和元年度の取組状況について、EBPM や情報セキュリティ、データリテラシー、民間と行政との協働事業などの分野における有識者により構成される横浜市データ活用推進連絡会を書面により開催し、委員の皆さまから意見をいただきました。

<主な意見>

データを重視した政策形成

- ・データ活用は「現状を正しく理解し」「課題を客観的に明らかにして庁内で共有し」「施策効果のシミュレーションを行い」「場合によってはリアルタイムマネジメントを行う」ためのもの。また、「個別最適」から「全体最適」そして「個人最適」へと進化させるためのものでもあることについて、先行事例などから職員の理解を深める必要がある。
- ・新任研修や階層別研修、個別の政策研修の際に、好事例などの紹介を含めて、EBPM の発想を喚起し、再認識の機会を確保することが望ましい。

行政手続きのオンライン化を進めていく上での注意点

- ・オンライン化する手続数を増やすだけでなく、利用者の声や職員側の負担等を吟味し、特に、外国人市民向けの対応を考慮することが望まれる。
- ・住民が困った時点での情報提供から、手続、そして業務処理、住民へのフィードバックやサービス提供まで、「エンドツーエンド」でのデジタル化を進めるべき。
- ・「押印レス」に向けた取組を積極的に進めるべき。
- ・利用者側の目線では、「いつでも」「どこでも」「簡単に」がキーワードであり、オンライン化のスケジュールの見える化など、告知の工夫も大切。併せて、安心して利用できるようセキュリティ対策強化とその周知も必要。職員目線では、DX（デジタルトランスフォーメーション）化・リモート化することにより、業務効率化を並行して実施することが重要。
- ・利便性とセキュリティは裏腹な関係にあり、過度なセキュリティ重視は利便性を損なう面もある。

オンラインとリアルを融合するなど先端技術等を活用した、社会課題の解決に向けた対話の在り方

- ・コロナ禍で対話の在り方は一変した。オンラインの利便性を今後ますます活用していくべき。一方で、リアルの方が良い、リアルでなければならない事案を疎かにするべきではない。
- ・先行事例のデータベースを構築し参照・利用しやすくするなど、対話の場における成果の共有とともに、フィードバックを重視する取組を、可視的に進めることが望ましい。
- ・住民自治組織が、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動に制約を受けている事例が各地で見られる。住民自治組織におけるオンラインの活用に向けた市としての支援の在り方を検討するべき。
- ・緊急時における市民への情報の伝達や収集について、データを極力リアルタイムで収集し、迅速に発信する方策を検討すべき。
- ・新たなツールを利用したサービスの拡大は、効果的な手段である。その際、参加者のリテラシーに応じたコミュニケーションツールや支援体制を整えることが重要。

新型コロナウイルス感染症の拡大による「新たな日常」への対応など

- ・データは客観的だといわれているが、コロナ禍において、同じデータであっても人により解釈が異なることを改めて感じた。解釈が異なることがあり得ることを踏まえた上で、丁寧な説明が必要。
- ・地域の実情に応じた、データに基づいた施策、科学的判断が真に望まれる。
- ・現在のデータ活用推進計画は、コロナ後（あるいはウィズコロナ）を見据えて改訂すべき。
- ・デジタル手続法の施行を受けて、デジタルファースト、ワンスオンリー、ワンストップを早急に実現するための検討を行うことは急務である。また、同時にセキュリティ対策を検討、実施することが必須。
- ・「新たな日常」への対応は、リモートと安心・安全を徹底したリアルの両面への対応が必要。リモートでのコミュニケーションを普及させると同時に、地域からの疎外感に対するメンタルケアの取組も必要。

その他

- ・当初計画に対する達成状況はまずまずだと思うが、コロナで状況は一変した。現在の達成状況に満足せず、コロナ後を見据えた計画策定、目標設定が必要。
- ・これまでのやり方に新しく付け加えるのではなく、これまでのやり方を廃止する、形を変える、ということがどうしても必要となるだろう。
- ・業務に従事するにあたりデータを活用することを意識している職員の割合が増えていないことは残念。職員がデータ活用の意義を理解できるような機会を増やすべき。
- ・データ活用の推進は、データ収集や分析が目的になってしまうという問題に陥りがち。データ活用は政策決定、実行に向けた手段であり、そこから導き出したいものを、常に念頭に置いておく必要がある。
- ・EBPM やデータ活用が、行政にとっての「新たな日常」として定着することが期待される。

《令和2年度に各区局に設置した「データ活用推進担当」の役割》

- ・「何のために」「どのようにして」データを活用するのかについて、職員の理解を助けることが役割であると思う。
- ・現場にとって重要なことを見抜く眼力と、実行に移す行動力が望まれる。
- ・EBPM 的発想に留意しているかを、データ活用推進担当が日常的に確認してはどうか。
- ・データ活用推進担当が、推進のコアとなる役割を担うことが望ましい。そのために、より高度な育成環境を用意し、専門家による育成の仕組みや、各区局単位にテーマ設定し具体的に取り組むなど、早期実践を通じて力をつけていくことなどが必要。
- ・CDO（最高データ統括責任者）のもと、各区局の KGI・KPI を明確にし、データ活用推進担当の定例会開催や成果・課題等の共有、有識者によるサポート体制を構築することが望ましい。
- ・利活用のポリシー整理を含め、部局横断で利用可能なデータ基盤を構築することが望ましい。

横浜市データ活用推進連絡会 委員（50音順）

岩崎 学 氏	（横浜市立大学 教授）
大杉 覚 氏	（東京都立大学 教授）
村上 文洋 氏	（株式会社三菱総合研究所 主席研究員）
湯淺 壱道 氏	（情報セキュリティ大学院大学 教授）
吉原 俊博 氏	（日本電信電話株式会社 新ビジネス推進室 スマートシティ担当 統括部長）



横浜市 政策局 政策課

令和2年11月

横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL : 045-671-2028 FAX : 045-663-4613

e-mail : ss-ssc@city.yokohama.jp